

# 液化石油ガス法の基礎シリーズ

## —液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第15回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、平成29年6月号（Vol.54 No.6）より液化石油ガス法の基礎に関する連載をしています。

第15回目となる8月号では、保安の高度化に伴う販売事業所の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容（2）のテーマで弊協会 山川雅美より以下の要旨で紹介しています。

- 認定調査機関制度から保安機関制度への進展
- 指定製造事業制度の廃止等
- 法改正による規制の変遷は、規制緩和、自主保安の比重が大きい 等

### 液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 液化石油ガス法の誕生まで（1） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6
- 第2回 液化石油ガス法の誕生まで（2） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.7
- 第3回 液化石油ガス法の誕生まで（3） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.8
- 第4回 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.9
- 第5回 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.10
- 第6回 液化石油ガス法の運用開始は手探りで 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.11
- 第7回 LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.12
- 第8回 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.1
- 第9回 一酸化炭素中毒等事故の多発と特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の制定及び液化石油ガス法施行規則の給排気関係基準の強化 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.2
- 第10回 地下街等の保安対策の策定等（静岡駅前ビル地下街のガス爆発事故を受けて）  
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.3
- 第11回 ヤマハレクリエーション㈱「つま恋」内レストランでガス爆発事故発生等→料理飲食店等に対する末端閉止弁等に対する保安規制の強化等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.4
- 第12回 LPガスバルク供給システムの歩み（その1）関係業界の取組み 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.5
- 第13回 LPガスバルク供給システムの歩み（その2）LPガスバルク供給システム法制化に向けての動き  
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.6
- 第14回 保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容（1）  
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.7

# 保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容（2）

高圧ガス保安協会

山川 雅美

前号で述べたように、1996（平成8）年1月19日に審議会に提出され、本審議会の答申として正式にまとめられた液化石油ガス部会報告においては、販売事業者規制見直しが提言されたところであるが、これとあわせて、保安機関制度の創設についても次のように提言されている。

## 1 保安機関制度の創設

液化石油ガス法の最大の目的の一つは、消費者の保安を確保することである。このため、液化石油ガス法においては、消費者の保安を確保するため、設備の調査・点検、緊急時対応、書面交付、消費者への周知、有資格者の選任、従業員への保安教育等様々な義務を販売事業者に課している。

これら業務には、

- ①商品販売する者の責任として販売事業者が自ら実施すべき業務（例えば、契約時の書面交付、有資格者の選任等）
- ②保安確保上重要な業務ではあるが、必ずしも販売事業者が自ら実施しなくとも専門的な知識・技能を有する者が実施すれば保安が確保できるもの（例えば、消費設備の調査、供給設備の点検、緊急時対応等。以下「保安業務」と称する。）

の2種類がある。

現行法（1996年当時）においては、これ

ら2種類のいずれについても原則として販売事業者自ら実施することを想定して販売事業者の義務が規定されている。

一方、現実の業態をみれば、LPガス産業の発展の過程の中で業務委託が進展しており、液化石油ガス法の規制対象者ではない者が現行法で販売事業者に義務付けられている保安業務を実施している事例が増えてきている。この結果、販売事業者が販売と保安を一体として自ら行うことを原則とする法規制の趣旨と実態との乖離が拡大してきている。したがって、保安上重要な業務を実施している者に適正な規制が及ばず、消費者の保安の確保に懸念が生じかねない事態となっている。

このため、調査・点検等、保安業務を実施している者を「保安機関」として位置付け、これを規制の対象とすべきである。その際、販売事業者が引き続き保安業務を実施することが可能となるよう、販売事業者が保安機関となることのできるよう配慮すべきである。

また、このように調査・点検等の保安業務について規制の対象が販売事業者から保安機関に移行することに伴い、販売事業者規制を見直すべきである。

## 2 保安業務の内容

上記の答申において、「保安業務」については以下の類型に分類されている。

### ①調査点検等

- イ. 消費設備の調査（現行制度で原則として2年に1回の調査及び再調査）
- ロ. 供給設備の点検（現行制度で原則として2年に1回の点検）
- ハ. 供給開始時の調査・点検
- ニ. 供給設備の点検（現行制度で配送時又は1か月に1回の点検）
- ホ. 周知（現行制度で1年に1回）

### ②緊急時対応

- イ. 緊急時対応

## 3 保安機関の認定

上記保安業務を行うには「保安機関」として認定を受けなければならないこととなる。本来、販売事業者が自らの顧客である一般消費者等については保安業務を実施するべきであるが、当時、調査、点検等について専門の検査機関に委託している例が多い実態があった。そのため、専門の検査機関、販売事業者にかかわらず、調査、点検を行う者は「保安機関」として認定を受け、法令の基準に従い、調査、点検を行うべきこととされたものである。審議会答申では、次のように提言されている。

### ①認定制の導入

「保安業務」については、その実施につき専門的な技術能力が求められること、これらの業務を適正に実施することが消費者の保安確保上重要であることから、保安機関について技術的能力、保安業務実施体制（有資格者数、検査設備の保有状況）等について行政庁が事前に審査を実施する認定制とすべきである。

### ②認定区分

認定区分としては、保安業務の類型ごとに認定するとともに複数業務の認定も可能とすべきである。

### ③認定対象

株式会社、有限会社等の商業法人、公益法人、協同組合、個人商店等の形態を認め、現に保安業務を適切に実施している者も認定の対象となるよう配慮すべきである。

### ④認定基準

技術的能力、保安機関の責めに帰すべき事由による事故発生の場合の損害賠償能力等を担保するための経理的基礎、有資格者の選任数、検査設備の保有状況、消費世帯数、緊急時対応の場合の消費者宅への出動時間等について認定基準を策定すべきである。

その際、現に保安業務を適切に行っている者が引き続き当該業務を継続し得るよう配慮すべきである。

複数業務の認定に際しては、審査の簡略化を図るなど簡素化を図るべきである。

### ⑤有資格者の選任について

保安機関に対しては、業務が適切に実施されるよう有資格者の選任を義務付けるべきである。

有資格者については、その業務内容から設備士、第二種販売主任者、丙種化学責任者の免状の所持者及び法定講習の受講者等を対象に、現行制度で保安義務を実施している者に求めている資格を基に検討すべきである。

### ⑥更新制

保安機関については、一定の要件を満たしているかどうかを定期的に確認するために一定期間ごとの更新制にすべきで

ある。更新期間の決定に際しては、LPガスに係る技術革新の進捗、事業の安定性の必要性等から判断すべきである。

#### ⑦技術指導の充実

認定調査機関（保安センター）は、現行制度で消費設備調査の受託が認められた機関であり、保安確保に高い貢献をしてきた。保安機関制度の発足後も、現在までに培ってきた保安技術を基に、保安確保に大きな役割を果たすことが期待される。このため、認定調査機関が業務を拡張し、消費設備以外の点検を実施することを支援するよう技術指導を充実させるべきである。またこれら技術指導を円滑に行うよう高圧ガス保安協会について所要の制度整備を行うべきである。

### 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第14号）（平成8年3月31日公布・一部を除き平成9年4月1日施行）の概要～保安業務関係～

#### ①保安業務を行う義務

i 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

イ 供給設備を点検し、その供給設備が第16条の2第1項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者へ通知する業務

ロ 消費設備を調査し、その消費設備が第35条の5の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務

ハ 液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であって通商産業省令で定めるものを周知させる業務

ニ 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、速やかにその措置を講じる業務

ii 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第29条第1項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

iii 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第29条第1項の認定を受けなければならない。

（法第27条 保安業務を行う義務の規定の新設）

#### ②保安業務の委託

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結すると

きは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

イ 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

ハ イ及びロに掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(法第28条 保安業務が委託できる旨の規定の新設)

### ③認定

i 保安業務を行おうとする者は、通商産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては通商産業大臣(法第95条に基づく権限の委任により施行令第13条で定めるところにより、一の通商産業局(現経済産業局)内における二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては、大臣権限が通商産業局長(現経済産業局長)に委任されている。)の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

ii iの認定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事

項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 保安業務区分

ハ 保安業務を行う事業所の所在地

iii iの認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。

(法第29条 認定申請手続きの新設)

### ④認定の基準

通商産業大臣又は都道府県知事は、第29条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

イ 保安業務に係る技術的能力が通商産業省令で定める基準に適合すること。

ロ その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が通商産業省令で定める基準に適合すること。

ハ 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ニ 保安業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(第31条 認定の基準の新設)

### ⑤その他規定

その他、保安機関は、5年ごとに認定の

更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う（第32条）。保安機関は、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはならない（第34条第2項）。保安機関は、保安業務規程を定め、その認定をした通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする（第35条第1項）。等の規制がある。

## 5 その他 平成9年4月1日施行の法改正により廃止された主な規制

### ① 液化石油ガス指定製造事業制度の廃止（旧第3章）

液化石油ガス法が制定された当時（1967（昭和42）年）には、LPガスの中には不純物が混入しているものや、プロパン、ブタン分の含有量がさまざまなものが存在した。このため、液化石油ガス法では、容器にLPガスを充填する事業者（指定製造事業者）に、品質を分析する機器等を所有し、一定の資格を有したものに分析させる義務を課していた。さらに、指定製造事業者がLPガスを充填し、品質等を表示し、封印した容器でなければ販売事業者は一般消費者等に引き渡してはならないことになっていた。

1996年当時では、輸入業者又は国内石油精製業者等の供給するLPガスの品質も安定し、その品質証明によって品質確保が図られてきており、LPガスの品質による事故又はトラブルが生じた例は見られない。

そこで、近時のLPガスの品質の安定に鑑みれば、消費者に引き渡すLPガスを容器に充填する事業者を指定し、その者に分

析機器の保有、分析の義務を課す指定製造事業者制度は廃止すべきである（別途、品質確保義務で担保）との審議会提言に基づき廃止されたもの。

### ② 認定調査機関制度の廃止（旧第4章）

前述の保安機関制度へ移行したもの。

### ▶ こぼれ話

前々号で紹介したバルク供給システムの法制化、前号で紹介した液化石油ガス販売事業者の許可制から登録制への移行、認定液化石油ガス販売事業者制度の創設、そして本号で紹介した認定調査機関制度から保安機関制度への進展、指定製造事業制度の廃止等、法改正による規制の変遷は時代に即して規制緩和、自主保安の比重が確実に大きくなってきている。

液化石油ガス法が1967年に制定・公布されて30年を経た1997（平成9）年4月1日に施行されたこの法改正は、歴史的に見ても重要な意義があると思う。

なお、バルク供給システムの法制化に関連して同時に改正された「高圧ガス取締法」は、民間事業者による自主保安活動の促進を目的に加え、圧力の単位の「kg/cm<sup>2</sup>」から「メガパスカル」への変更、製造の許可を要する処理能力の数値を「30m<sup>3</sup>/日」から「100m<sup>3</sup>/日等」に緩和、認定完成検査実施者制度・認定保安検査実施者制度の創設等大幅な改正がなされ、1922（大正11）年4月公布の「圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法」以来の呼称である「取締法」を卒業し、「高圧ガス保安法」として再出発した。また、液化石油ガス法の施行に合わせ制定・施行された「液化石油ガス法施行規則（昭和43年2月7日通商産業省令第14号）」が全部改正され、「液化石油ガス

法施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）」に生まれ変わり、それまでの公布年月日、公布番号がリセットされたところである。

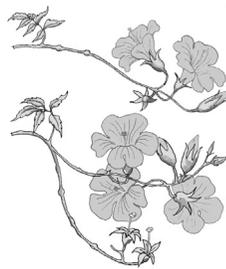
これら法改正に伴い、それまでの規制内容が次々と条文から消え、歴史の中に埋もれていく現実と接すると、液化石油ガス法の制定、実施、改廃に至る過程で関係者が経験したであろう血のにじむような労苦、努力の軌跡（歴史）を記録として正確に残しておくことが、新たに法令に接し、行政上の指導をする立場、

業界として法の適用を受ける立場となる者双方にとって重要なことではないかと常々感じているところであり、微力ではあるが、本稿を通じて少しでもその意を尽くしたいと思うものである。

#### 参考文献

「高圧ガス及び火薬類保安審議会 高圧ガス部会 液化石油ガス部会答申全文とその解説」通商産業省環境立地局保安課編著 平成8年3月1日 石油産業新聞社発行。

山川雅美（やまかわ まさみ）



©MPC